

平成 29 年度第 2 回滋賀県環境審議会廃棄物部会会議概要

1 . 開催日時

平成 29 年 9 月 15 日 (金) 10 : 00 ~ 11 : 10

2 . 開催場所

滋賀県大津合同庁舎 7 - A 会議室

3 . 出席委員

池田委員 (代理 : 松田氏)、奥田委員、金谷委員 (部会長)、桑野委員、秀田委員 (代理 : 清丸氏)、森委員 (代理 : 浦戸氏)、吉原委員 (50 音順)

4 . 議事概要

議題 (1) 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画 (変更案) に対する意見について

- ・ 事務局から資料に基づき説明

(部会長)

- ・ まず、実施計画の変更案に対する追加意見に関して審議を行い、変更案の妥当性を決めたい。その後、配慮すべき意見 (付帯意見) について審議することとしたいが、よろしいか。
- ・ それでは、まず実施計画の変更案に対する追加意見について、質問、意見等はあるか。

(委員)

- ・ 実施計画変更案の中に、事業費変更額の内訳を記載できないことにはこういった背景があるのか。

(事務局)

- ・ 現在、現行の実施計画の事業費区分を設計の段階に落として工事を行っている。今回の事業費増額分をこの区分で記載することは設計の関係上非常に難しいため、変更実施計画では費目そのものは変更しないが、額は一括りで記載すると前回の部会で説明させていただいた。

(委員)

- ・ 工事の契約上は、このような形で費用を変更するだけでよいということか。

(事務局)

- ・ 施工業者とは当然設計書の変更を行うが、事業実施計画の変更については、内訳の変更までは必要でないと考えている。

(部会長)

- ・ それでは、実施計画の変更案について採決をとらせていただく。資料 2 に記載してある 2 点の修正案を承認することとし、修正版の変更案を妥当なものとすることに賛成の方は挙手をしていただきたい。

(出席委員全員挙手)

(部会長)

- ・ 全員が賛成ということで修正後の変更案を承認することとする。

(部会長)

- ・ 次に配慮すべき意見 (付帯意見) についての審議を行う。質問、意見等はあるか。

(委員)

- ・ 資料 3 の前回の意見 (平成 24 年度変更計画に対する滋賀県環境審議会の意見) の「 3 廃棄物の選別や汚染判定分析にあたっては、埋め戻し物の安全確保に十分配慮すること。」に関する事項は今回の議論の中では特段出てこなかったが、削除してしまうとこのことを軽視しているようにも思われかねない。今回も意見として入れておいた方がよいのではないか。

(委員)

- ・ 賛成である。まだ工事中であるため、当然考えられることである。ぜひ入れていただきたい。

(事務局)

- ・ そのとおりにさせていただきます。

(委員)

- ・ 資料 3 の今回の意見の 4 「定期的に当審議会に報告する。」とは、あいまいな表現ではないか。もう少し具体的に、例えば 1 年に 1 回としてはどうか。

(事務局)

- ・ これまでも年度末に当審議会が開催されれば、毎年報告させていただいているため、毎年 1 回という意味合いで「定期的に」という表現を用いている。今後も、年に 1 回程度定期的に報告させていただきたいと思っている。
- ・ 次の審議会では、平成 29 年度の工事の進捗状況について説明させていただこうと思っている。このように審議会へ定期的に報告をさせていただくので、もう少し具体的な表現でも構わない。

(部会長)

- ・ それでは「定期的に」の前に「毎年」を入れることとしてよいか。

(事務局)

- ・ そのとおりにさせていただく。

(部会長)

- ・ それでは、配慮すべき意見(付帯意見)について、採決をとらせていただく。以上の2点の修正を行ったものを当審議会の意見として承認してよいと思う方は挙手をしていただきたい。

(出席委員全員挙手)

(部会長)

- ・ 全員賛成ということで、これで決定とさせていただく。
- ・ なお、滋賀県環境審議会議事運営要綱第6条により、「審議会は部会の決議をもって審議会の決議とする。」とされている。後日、事務局より当審議会の仁連会長へ本議会の決議を報告した後、知事へ答申することとなる。

(委員)

- ・ 今回の決議に異論はない。今後の実施計画変更の予定について、今後も様々なプロセスがあると思う。どこかで躓いてしまうと平成30年度の工事着手に遅れることとなってしまふ。資料準備等を万全にして臨んでもらいたい。

(事務局)

- ・ スケジュールどおり進められるよう準備をしていきたい。

議題(2) 食品ロス削減の取組状況について

- ・ 事務局から資料に基づき説明

(委員)

- ・ 資料4の5頁、「三方よしフードエコ推奨店」制度について、9月中の募集開始を予定とあるが、既に9月も半ばである。具体的にはいつ頃募集開始となるのか。

(事務局)

- ・ 推奨店として登録した場合、県のホームページ等で店舗情報や取組内容を紹介させていただくとしている。現在、ホームページでの紹介イメージを作成しているところ。この他、募集に係る登録の手続き等をまとめしだい、すぐに募集を開始したいと考えている。

(委員)

- 資料4の5頁、推奨店制度概要の吹き出しに「料理の持ち帰りについての食品衛生上の課題も指摘されていることから協議会として今後検討していくこととする」と記載されているが、本年8月18日に開催された「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）」第1回会議において、推奨店に対するアンケートにより料理の持ち帰りに関する意向調査を行うこととなったと思う。今回の資料では、特段アンケートについて書かれてはいないが、検討項目の中に含まれることになるか。

（事務局）

- 持ち帰りについては、協議会等において様々な立場から御意見をいただいております、その実施主体となり得る店舗（推奨店）に対するアンケート調査を行うと協議会の中で申し上げた。アンケート調査は、今年度中に行いたいと考えている。調査結果を踏まえて協議会で持ち帰りについて検討したい。

（委員）

- ドイツではシニアメニューという量が少ないメニューがある。そのようなことを推奨していただきたい。ビュッフェスタイル等のレストランでは、自分で取った料理を残すとお店にお金を支払うことがある。食品ロスを減らすにはいい工夫だと思う。

（事務局）

- 推奨店制度では、店舗ごとにそれぞれ取組を検討され、実施される。

（委員）

- 推奨店の登録要件は、「必須項目」の実施と「選択項目」を1項目以上実施することになっている。各店舗が実施する「選択項目」は、県ホームページで具体的に紹介されるのか。

（事務局）

- ホームページで推奨店の取組内容が公開される際は、「選択項目」がそのまま記載される。「上記以外の取組」に記入があった場合には具体的に記載される。

（委員）

- 県民がより詳しい取組内容を知るためには、店舗に問い合わせる必要があるということか。

（事務局）

- そういうことになる。推奨店の登録申込みの際、店舗のURL等を御教示いただければリンクを貼る。

（事務局）

- ・ 国によって法体系が違ったり国民性も違ったりする。協議会には、様々な立場の食品関係者に参画いただいております、幅広く情報共有しながら連携していきたい。食品ロスの削減は、ごみ排出量の半分以上を占めている可燃ごみの削減につながることから、様々な取組を進めていきたいと考えている。